

第7期福岡市介護保険事業計画素案のポイント

1. 計画策定の趣旨

地域包括ケアを推進するため、福岡市における介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものとして、「第7期福岡市介護保険事業計画」を策定するもの。

2. 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

3. 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 現状

- ① 高齢化の進展に伴い、支援が必要な方（単身高齢者・要介護認定者）は今後ますます増加していく。
- ② 高齢者の5割程度、介護者の6割程度は住み慣れた在宅での生活や介護を希望。

(2) 高齢者を取り巻く課題

- ① 在宅医療・介護連携の推進、在宅生活を支える介護サービスの拡充
- ② 多様な生活支援ニーズに対応するためには、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠。
- ③ 全ての高齢者への介護予防事業の推進や健康づくりへの取組み。
- ④ 介護人材の確保

4. 介護保険制度の主な改正

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化
財政的インセンティブの付与など、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みについて、制度化を図る。
- ② 介護医療院の創設
日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設される。
- ③ 共生型サービスの創設
高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられる。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 高所得者の利用者負担割合の見直し [平成30年8月～]
2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げる。
- ② 介護納付金への総報酬割の導入 [平成29年8月～]
各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では報酬額に比例して負担する。
- ③ 高額介護サービス費の見直し [平成29年8月～]
世帯のどなたかが市民税を課税されている場合は、高額介護サービス費の月々の上限額を、37,200円から44,400円に引き上げる。

5. 地域包括ケアの構築

(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、多職種連携による取組みの推進、地域包括支援センターの機能強化等に取り組む。

(2) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの全市への展開等、生活支援体制の充実を図るとともに、よかトレ実践ステーション等、住民が気軽に介護予防活動に取り組むことのできる拠点づくり、介護予防の普及・啓発に取り組む。

(3) 健康づくりの推進

生活習慣の改善によって、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、暮らしやライフスタイルの違いによって生じる健康づくりの差に配慮した取組みや、ライフステージに応じた健康づくり、うつ病等の心の健康づくり等に取り組む。

(4) 認知症施策の推進

認知症サポーターの養成、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護の提供が図られる仕組みの構築、認知症の人の介護者への支援、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の整備等を推進していく。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

ブロック支援病院を中心とした在宅医療の推進、医療関係者と介護関係者の連携強化、在宅医療と介護に関する市民啓発、人生の最終段階における看取りに関する取組みを行っていく。

(6) 介護人材の確保及び資質の向上

介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組み、事業者への研修に取り組む。

(7) 介護サービス基盤の整備

＜第7期計画期間における整備方針＞

- ①在宅生活を支えるサービスの拡充
- ②住み慣れた地域で住み替えできる小規模施設の拡充
- ③入所・居住系サービスを担保する施設サービスの整備

	H29 (見込み)	H32	第7期 整備量
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	11 事業所	21 事業所	10 事業所
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	52 事業所	76 事業所	24 事業所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,113 人	2,437 人	324 人分
特別養護老人ホーム ※地域密着型を含む。	5,942 人	6,220 人	278 人分

(8) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

バリアフリー化の支援、高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図るとともに、高齢者が自らの状況やニーズに合った住まいへ円滑に入居できるよう、入居支援の充実に取り組む。

(9) その他の施策

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 高齢者虐待の防止
- ③ 家族介護者への支援
- ④ 在宅要介護高齢者への支援
- ⑤ 多様な主体による多様なサービスの充実
- ⑥ 介護給付適正化に向けた取組みの推進
- ⑦ 市民への広報・啓発 等

6. サービスの見込みと第1号被保険者保険料

(1) 人口・要介護認定者

(単位：人)

	H30	H31	H32
総人口 (A)	1,531,500	1,539,900	1,548,000
高齢者数 (B)	332,300	340,100	347,800
高齢化率 (B/A)	21.7%	22.1%	22.5%
要介護認定者数 (C)	68,700	71,440	74,180
認定率 (C/B)	20.7%	21.0%	21.3%

(2) 第1号被保険者保険料の考え方

① 公費投入による乗率の見直し

第6期と同様、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険給付費の5割の公費(国・県・市)とは、別枠で公費を投入し、第1段階の乗率の引き下げ(0.45→0.4)を行う。

② 保険料所得段階の設定

第6期の保険料所得段階から変更しない。

③ 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第2段階及び第3段階から第1段階に下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行う。

④ 介護給付費準備基金の活用

福岡市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当する。

⑤ 保険料基準額(月額)

第7期の保険料基準額(月額)については、国において介護報酬に関する議論が進められていること等により確定にはいたっていないが、現状では5,950円～6,250円程度と見込んでいる。

(3) 第1号被保険者保険料 (案)

区 分			計算方法	保険料月額	【参考】 第6期	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護，老齢福祉年金受給，本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.40	2,380～2,500 円程度	2,309円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	3,870～4,060 円程度	3,751円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.75	4,460～4,690 円程度	4,329円
第4段階	本人が市民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	5,360～5,630 円程度	5,194円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,950～6,250 円程度	5,771円
第6段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	6,550～6,880 円程度	6,349円
第7段階			本人の合計所得金額が125万円超 200万円未満	基準額 ×1.30	7,740～8,130 円程度	7,503円
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	9,520～10,000 円程度	9,234円
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	10,710～11,250 円程度	10,388円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	11,900～12,500 円程度	11,543円
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	13,090～13,750 円程度	12,697円
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	14,280～15,000 円程度	13,851円
第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	14,880～15,630 円程度	14,428円		